

監督業務の遠隔臨場の適用拡大と工事監理業務への遠隔臨場の適用

防衛省の建設工事における監督業務の遠隔臨場は、情報通信技術の活用により、移動時間や立会等の待ち時間短縮など受発注者の双方にとって効果があることから、現在、多数の現場に導入し試行しています。

更なる業務効率化に向け、「建設工事における監督業務の遠隔臨場の適用範囲の大幅拡大」、「工事監理業務への遠隔臨場の適用」、「Web会議システムの活用」を推進します。

概 要

●対象工事の拡大

遠隔臨場の対象工事は離島や遠隔地等に限定していましたが、遠隔臨場を適用することが困難である場合などを除き、原則、すべてを対象とします。

遠隔臨場が適用困難な例

- ・通信環境が整わない現場。
- ・工種によって不十分、非効率な確認になってしまう恐れのある確認項目。
- ・その他、遠隔臨場とすることが適切でない場合等。

●工事監理業務への適用

遠隔臨場は工事を対象としていましたが、工事監理業務にも適用することにより、建設コンサルタントも含め、現場関係者全体で業務の効率化を図っていくこととします。

適用対象

- ・工事監理業務対象工事が遠隔臨場対象工事（原則、すべてを対象）。
- ・監督官・工事受注者・監理業務受注者にて協議を行い、適切な業務履行が可能である場合。

●Web会議システムの活用

遠隔臨場のWeb会議システムの活用により、工事に係る打合わせや各種会議への受発注者双方の移動時間による負担を無くし、意思疎通を円滑に行い、業務効率化を図ります。

活用例

- ・多くの関係者が参加する定例会議。
- ・受発注者間の打ち合わせ。

適用開始日

○新規発注

令和6年7月1日以降に入札公告又は手続き開始の公示を行うものから適用します。

○既契約（特記仕様書に記載がないもの）

受発注者間で協議のうえ、実施できることとします。